

一般競争入札における入札参加資格審査について

平成26年4月1日以降に発注する一般競争入札（特定調達契約に係る入札案件は除く。）における入札参加資格審査について、下記のとおり変更しますので、お知らせします。

記

1 現場代理人及び技術者の雇用関係確認の適正化

現場代理人及び技術者（以下「技術者等」という。）の雇用関係については、開札後の事後審査で確認しており、その審査基準日は入札参加申請締切日としています。

現在、当該要件を健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（以下「保険証等」という。）で確認する際の審査方法については、当該保険証等の「資格取得年月日（被保険者となった年月日）」は入札参加申請締切日までとし、また、「交付年月日（雇用保険は確認（受理）通知年月日）」は事後審査書類の提出日までとしていました。しかし、より一層の審査の適正化を図るため、当該保険証等の「交付年月日（雇用保険は確認（受理）通知年月日）」についても、入札参加申請締切日までとします。

このため、事後審査の結果、「配置する技術者等」及び「同月内において、入札参加申請した案件に配置予定の技術者等」に係る当該保険証等について、前述内容を満たしていない場合は、入札が無効となり案件を落札することができませんので、十分注意してください。

ただし、健康保険被保険者証で確認する場合で、事後審査書類の提出日までに健康保険被保険者証が発行されず当該要件を確認できないときは、健康保険被保険者資格取得届の「受付日（受付日付印で確認できるものに限る。）」、又は健康保険被保険者証が交付されるまでの間に交付された健康保険被保険者資格証明書の「証明年月日」が入札参加申請締切日以前であれば、当該要件を満たしているものとしします。

2 現場代理人・主任技術者兼任審査申請書兼誓約書の追加

平成26年3月付け「主任技術者及び現場代理人の専任緩和について」でお知らせしたとおり、今回の専任緩和に伴い、現場代理人又は主任技術者が他の案件の現場代理人又は主任技術者を兼任することが可能になりました。（場合によっては認められませんので、「主任技術者及び現場代理人の専任緩和について」でご確認ください。）

よって、現場代理人又は主任技術者の兼任を申請する場合には、事後審査時に「現場代理人・主任技術者兼任審査申請書兼誓約書」（別紙1）を提出していただきます。

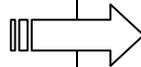
なお、現場代理人又は主任技術者の兼任を申請しない場合は、提出は不要です。

3 配置予定技術者届の変更

上記2に記載している主任技術者及び現場代理人の専任緩和に伴い、これまで提出を求めていた「配置予定技術者届」を、「配置予定現場代理人・技術者届」（別紙2）に変更します。

なお、現場代理人又は主任技術者の兼任を申請しない場合でも、「配置予定現場代理人・技術者届」の提出が必要です。

事前審査（申請者全者）	
現行	平成26年度以降
<p>【審査事項】 （申請締切日基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録の有無 ・所在地要件 ・希望業種・ランク ・建設業許可、コンサルタント登録部門 ・経営事項審査結果通知書の総合評定値 ※1 <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札参加資格審査に係る誓約書 ・建設工事共同企業体（設計共同体）協定書の写し ※2 	<p>現行からの変更はありません。</p>
事後審査（落札候補者のみ）	
現行	平成26年度以降
<p>【審査事項】 （申請締切日基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人及び技術者の雇用関係 ・施工（業務履行）実績 ※3 ・同月内において、入札参加申請した案件の配置予定現場代理人及び技術者の雇用関係 ※4 <p>（入札時基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICカードの名義 <p>（事後審査書類の提出日基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術者の技術資格 ・経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評定値 ※4 <p>（契約締結日基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人及び技術者の配置状況 <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事後審査に係る誓約書 ・現場代理人及び技術者の雇用が確認できるものの写し ・技術者資格が確認できるものの写し ・経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し ※4 ・施工（業務履行）実績調書 ※3 ・施工（業務履行）実績確認書類 ※3 ・配置予定技術者届 ※4 ・配置予定技術者届に記載した現場代理人及び技術者の雇用が確認できるものの写し ※4 	<p>【審査事項】 （申請締切日基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人及び技術者の雇用関係 ・施工（業務履行）実績 ※3 ・同月内において、入札参加申請した案件の配置予定現場代理人及び技術者の雇用関係 ※4 <p>（入札時基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICカードの名義 <p>（事後審査書類の提出日基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術者の技術資格 ・経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評定値 ※4 <p>（契約締結日基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人及び技術者の配置状況 <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事後審査に係る誓約書 ・現場代理人及び技術者の雇用が確認できるものの写し ・技術者資格が確認できるものの写し ・経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し ※4 ・施工（業務履行）実績調書 ※3 ・施工（業務履行）実績確認書類 ※3 ・配置予定現場代理人・技術者届 ※4 ・配置予定現場代理人・技術者届に記載した現場代理人及び技術者の雇用が確認できるものの写し ※4 ・現場代理人・主任技術者兼任審査申請書兼誓約書 ※5



※1 総合評定値（P）の点数による条件を設定している案件のみ

※2 共同企業体で入札参加申請した場合のみ

※3 施工（業務履行）実績条件を設定した案件のみ

※4 建設工事のみ

※5 建設工事の場合で、現場代理人又は主任技術者の兼任申請をする場合のみ

現場代理人・主任技術者兼任審査申請書兼誓約書

別紙1

平成 年 月 日

堺 市 長 様

登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

所在地

商号又は
名称

代表者職
氏 名

印

次の対象工事について、他の工事に配置している者を兼任させたいため、次のとおり、申請し誓約します。

兼任にあたっては、監督員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制を確保し、監督員に求められた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応を行います。なお、現場代理人及び主任技術者の職務等を誠実に行われないと判断された場合は、兼任配置を解除されても異議を申し立てません。また、当該現場代理人及び主任技術者の兼任に関する違反が明らかになった場合は、入札参加停止等の措置を受けたとしても異議を申し立てません。

1 兼任させる者について

氏名	
----	--

2 配置状況について

	対象工事	既に配置している工事
調達案件番号		
工事名		
工事場所		
請負金額（税込）	円	円
工期	平成 年 月 日から	平成 年 月 日から
	平成 年 月 日まで	平成 年 月 日まで
発注者		
監督員氏名		
配置状況	現場代理人・主任技術者・その他	現場代理人・主任技術者・その他

- ・発注者欄は、発注者が本市(上下水道局を含む。)の場合は工事担当課名を記入してください。
- ・配置状況欄は、当該工事への配置状況に該当するものに○を記入してください。

3 兼任申請理由（請負金額が2,500万円（建築一式工事は5,000万円）以上の工事を兼任する場合のみ）

兼任申請理由	1 工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事	
	2 施工にあたり相互に調整を要する工事	
上記理由を 満たす具体 的な内容	対象工 事間の 距離	. km

- ・兼任申請理由欄は、該当する番号に○を記入してください。
- ・対象工事間の距離は、小数点第一位まで記入してください。
- ・申請にあたっては、対象工事の施工場所及び工事概要がわかる書面（位置図、工事設計書等）を添付すること。

※兼任配置する両工事の発注者に承認を得られない場合は、兼任を認めないものとする。

配置予定現場代理人・技術者届

別紙2

入札参加申請した工事及び当該工事に配置する予定の技術者等（現場代理人、主任技術者及び監理技術者をいう。以下同じ。）について、次のとおり届け出ます。また、当該技術者等の雇用確認書類を別添のとおり提出します。

平成 年 月 日

商号又は名称

(押印不要)

調達案件番号 申請工事名称	辞退	配置予定現場代理人 配置予定技術者	営業所 専任 技術者	現在配置している工事名称 (配置状況)	契約金額 (税込)
				(現・監・主・他)	

- ・落札候補者となった工事と同一月に公告された工事のうち、入札参加申請を行った全ての工事(落札候補者となった工事、入札参加資格が認められなかった工事及び入札を辞退した工事を含む。)を記入してください。
- ・申請した工事に配置する予定の技術者名等を記入してください。また、当該技術者等を他の工事に配置している場合は、現在配置している工事について記入してください。当該工事への配置状況については、現場代理人は「現」、監理技術者は「監」、主任技術者は「主」、他の技術者(監理技術者又は主任技術者以外の技術者)は「他」に○をしてください。なお、他の技術者として、現在工事に配置している場合は、本市工事と兼任させる見込みである工事のみ記入してください。
- ・記載した全ての技術者等について、雇用確認書類(入札公告において定められた書類に限る。)を提出してください。
- ・記入した工事について、既に入札辞退届を提出している場合は辞退欄に「済」、入札辞退届を提出する予定である場合は辞退欄に「予」と記入してください。
- ・建設業法第7条及び第15条に定める営業所専任技術者は、営業所専任技術者欄に○を記入してください。また、営業所専任技術者は、請負金額が2,500万円(建築一式工事の場合は5,000万円)以上の工事に配置できませんので注意してください。